



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

- 969 形質変更時要届出区域の指定 (環境管理課)..... 1
- 970 公共測量の実施 (技術調査課)..... 2
- 971 公共測量の終了 ( " )..... 2
- 972 和歌山都市計画道路事業及び海南都市計画道路事業の事業計画の変更認可 (道路建設課)..... 2
- 973 令和5年度砂利採取業務主任者試験の実施 (河川課)..... 2
- 974 令和5年和歌山県告示第930号 (令和5年度キャッシュレス決済機能付き対面式セミセルフ POSレジ導入及び運用業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等) の廃止 (会計課)..... 4
- 975 令和5年度キャッシュレス決済機能付きPOSレジ導入及び運用業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 ( " )..... 4

### ○ 公告

- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市政策課)..... 6
- 入札公告の取消し (会計課)..... 6
- 入札公告 ( " )..... 6

### ○ 正誤

- 令和5年6月30日付け和歌山県報号外 (4) 和歌山県公安委員会規則第9号中 ..... 9

## 告 示

### 和歌山県告示第969号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、同条第2項に規定する形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和5年8月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 形質変更時要届出区域  
和歌山県有田郡広川町大字広字北道898番9の一部及び898番11の一部（別図のとおり）
- 2 形質変更時要届出区域において、土壤の汚染状態が土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質及び同条第2項の基準に適合しない特定有害物質の種類

基 準	特定有害物質の種類
規則第31条第1項の基準	ひ 砒素及びその化合物
規則第31条第2項の基準	ひ 砒素及びその化合物

（別図は、省略し、その図面を和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及び湯浅保健所衛生環境課並びに広川町住民環境課に備え置いて縦覧に供する。）

**和歌山県告示第970号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき和歌山地方務局長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和5年8月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 作業の種類 公共測量（不動産登記法第14条第1項地図作成）
- 2 作業期間 令和5年10月1日から令和6年2月29日まで
- 3 作業地域 和歌山県和歌山市手平三丁目及び北中島一丁目の全域並びに中島、小雑賀及び小雑賀三丁目の一部

**和歌山県告示第971号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき農林水産省近畿農政局和歌山平野農地防災事業所長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和5年8月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 作業の種類 公共測量（用地測量）
- 2 作業期間 令和5年4月20日から同年7月28日まで
- 3 作業地域 和歌山県和歌山市栗栖及び出島

**和歌山県告示第972号**

和歌山都市計画道路事業及び海南都市計画道路事業の事業計画の変更については、令和5年8月16日付け国近整計管和都業第3-1号で認可されたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和5年8月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 都市計画事業の種類及び名称  
和歌山都市計画道路事業3・2・5号松島本渡線及び海南都市計画道路事業3・3・113号岡田大野中線
- 2 施行者の名称 和歌山県
- 3 事務所の所在地 和歌山市小松原通一丁目1番地
- 4 事業地の所在 別添図書のとおり  
（「別添図書」は、省略し、その図書を和歌山県県土整備部道路局道路建設課及び海草振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。）

**和歌山県告示第973号**

令和5年度砂利採取業務主任者試験を砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、次のとおり実施する。

令和5年8月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 試験の日時 令和5年11月10日（金）午前10時から正午まで
- 2 試験実施場所 和歌山県田辺市新庄町3353番地の9  
和歌山県立情報交流センターBig・U 研修室3
- 3 試験科目 筆記試験
  - (1) 砂利の採取に関する法令
  - (2) 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

※ 出題数は、法令問題10問（全問必須問題）、技術問題15問（7問の必須問題と、8問から受験者が3問選択して解答する選択問題）とする。

#### 4 受験手続

##### (1) 提出書類等

ア 受験願書 1通

イ 写真 1枚

縦6センチメートル、横4センチメートルとし、出願前6か月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの。

なお、写真は受験願書の裏に貼付して提出すること。

ウ 受験手数料 和歌山県証紙7,600円

消印はせずに受験願書に貼付して提出すること。

エ 受験票送付用封筒 1通

受験票送付先の郵便番号、住所及び氏名を記載すること。

なお、受験票送付用の切手の貼付は不要とする。

##### (2) 提出先

〒640-8585

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課 砂利採取業務主任者試験係

電話番号 073-441-3132

##### (3) 受験願書等の提出期間

ア 和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課への持参の場合

令和5年10月2日（月）から同月16日（月）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める国民の祝日（以下「祝日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時までの間

イ 郵送の場合

令和5年10月2日（月）から同月16日（月）までの間のいずれかの日の消印があるものを受け付ける。

##### (4) 受験票の送付

受験願書を受理した場合は、提出期間終了後に受験票を交付する。

なお、受験票が令和5年11月1日（水）までに到着しないときは、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課まで連絡すること。

#### 5 合格者の発表等

##### (1) 合格発表日

令和5年11月30日（木）

##### (2) 発表の方法

合格発表日の午前10時に和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課に合格者の受験番号を掲示するとともに、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課ホームページ（<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080400/index.html>）にて公開する。また、受験者に対し郵送により可否を通知する。

#### 6 試験結果の情報提供

この試験の結果については、受験者本人の申出により、情報提供を受けることができる。

情報提供を希望する場合は、受験者本人が受験票又は本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等の顔写真付きで公的機関発行のものに限る。）を持参の上、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課に申し出ること。

申出の期間は、令和5年11月30日（木）から同年12月28日（木）までの間（土曜日、日曜日及び祝日を

除く。)の午前9時(情報提供期間の初日は合格発表後)から午後5時45分までとする。

#### 7 その他

- (1) 受験願書は、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課及び各振興局建設部において、令和5年8月29日(火)から同年10月16日(月)までの間(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)に配布する。また、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課ホームページからもダウンロード可能とする。
- (2) 受験者は、試験開始30分前から入室できるものとし、10分前には着席すること。遅刻は試験開始後30分までは認めるが、それ以降の受験は原則として認めない。試験途中の退室については、試験開始40分後から終了10分前まで認めるが、退室時には答案用紙を提出することとし、再入室は認めない。
- (3) 試験問題は、試験開始から40分を経過した後に、受験者本人に限り持ち帰りを認める。
- (4) 天候、交通機関等の都合により試験の実施ができない場合は、別途知事が指定する日に試験を実施する。
- (5) その他試験に関する問合せは、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課まで行うこと。

#### 和歌山県告示第974号

令和5年和歌山県告示第930号(令和5年度キャッシュレス決済機能付き対面式セミセルフPOSレジ導入及び運用業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等)は、廃止する。

令和5年8月29日

和歌山県知事 岸本周平

#### 和歌山県告示第975号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条の規定に基づき、令和5年度キャッシュレス決済機能付きPOSレジ導入及び運用業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

令和5年8月29日

和歌山県知事 岸本周平

#### 1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

##### (1) 業務の名称

令和5年度キャッシュレス決済機能付きPOSレジ導入及び運用業務

##### (2) 契約期間

契約締結日から令和11年3月31日まで

#### 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加することができる者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件を満たしている者であって、参加資格の審査において和歌山県知事から参加資格の認定を受けた者とする。

(1) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱(平成20年和歌山県告示第1261号。以下「要綱」という。)第3条各号に掲げる条件を満たす者であること。

(2) この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織(以下「コンソーシアム」という。)にあっては、構成員のいずれについても(1)に掲げる条件を満たす者であること。ただし、コンソーシアムの場合においては、各構成員は2以上のコンソーシアムの構成員になることはできない。

#### 3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

なお、コンソーシアムにあっては、イからクまでの書類については構成員ごとに提出するものとす

る。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 業務概要調書

ウ 役員等に関する調書

エ 法人にあっては、登記事項証明書

オ 県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が課する税（延滞金等を含む。）の全税目に未納がないことを確認できる納税証明書

カ 税務署長が発行した消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる納税証明書

キ 申請日の属する事業年度の直前の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

ク 誓約書

ケ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

コ コンソーシアムにあっては、コンソーシアム協定書の写し

(2) (1)に掲げる書類のうち官公署の証明に係るものについては、発行後3か月以内の原本又はその写しに限る。

(3) 要綱に基づく競争入札参加資格者名簿に記載されている者は、和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格決定通知書の写しの提出をもって(1)のイからキまでの書類の提出に代えることができる。

(4) (1)のアからウまで、ク及びケに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、令和5年8月29日（火）から同年9月22日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(5) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、令和5年8月29日（火）午前9時から同年9月12日（火）午後5時までの間に和歌山県会計局会計課に対して書面（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

#### 4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

令和5年8月29日（火）から同年9月22日（金）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

なお、資格審査申請書類の提出は、持参又は郵送によるものとし、郵送による場合にあつては、配達証明付きの書留郵便により令和5年9月22日（金）午後5時までに5に掲げる場所に必着するように行わなければならない。

#### 5 資格審査申請書類の配布場所

和歌山県会計局会計課

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁本館1階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3281

ファクシミリ番号 073-423-3502

電子メールアドレス e1201001@pref.wakayama.lg.jp

#### 6 資格審査申請書類に使用する言語

資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。

#### 7 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により令和5年9月29日（金）までに通知する。た

だし、コンソーシアムにあつては、その代表者に対して通知するものとする。

8 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対して、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、競争入札参加資格結果通知書による通知を受けた日の翌日から起算して10日（県の休日を除く。）以内に書面により求めるものとする。
- (3) (2)の書面は、持参により5に掲げる場所に提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答については、(2)の書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日（県の休日を除く。）以内に当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

---

## 公 告

---

### 都市計画の図書の写しの縦覧公告

上富田町から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和5年8月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 都市計画の種類及び名称  
上富田都市計画下水道（上富田町公共下水道）
- 2 縦覧場所  
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

---

### 入札公告の取消し

令和5年8月8日付け和歌山県報第437号（10ページ）掲載の入札公告（令和5年度キャッシュレス決済機能付き対面式セミセルフPOSレジ導入及び運用業務）を取り消す。

令和5年8月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

---

### 入札公告

令和5年度キャッシュレス決済機能付きPOSレジ導入及び運用業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和5年8月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 一般競争入札に付する事項
  - (1) 事業年度  
令和5年度から令和10年度まで
  - (2) 業務の名称  
令和5年度キャッシュレス決済機能付きPOSレジ導入及び運用業務
  - (3) 業務の期間  
契約締結日から令和11年3月31日まで
  - (4) 業務の内容  
仕様書による。

- (5) 業務担当部局  
和歌山県会計局会計課
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格  
令和5年和歌山県告示第975号に規定する令和5年度キャッシュレス決済機能付きPOSレジ導入及び運用業務に係る一般競争入札参加資格を有すること。
- 3 契約条項を示す場所及び期間
- (1) 場所  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
和歌山県庁本館1階  
和歌山県会計局会計課
- (2) 期間  
令和5年8月29日（火）から同年10月10日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで
- 4 入札説明書及び仕様書を交付する場所及び期間等
- (1) 場所  
3の（1）に同じ。
- (2) 期間  
3の（2）に同じ。
- (3) 交付された入札説明書及び仕様書に対して質問がある者は、令和5年8月29日（火）午前9時から同年9月22日（金）午後5時までの間に和歌山県会計局会計課に対して所定の別紙「質問申出書」により行うものとする。
- 5 一般競争入札の執行の場所及び日時等
- (1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。
- ア 入札場所  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
和歌山県会計局総務事務集中課入札室（本館2階）
- イ 入札日時  
令和5年10月11日（水）午前11時
- ウ 開札場所  
アに同じ。
- エ 開札日時  
イに同じ。
- (2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、和歌山県よりこの一般競争入札についての参加資格があることを確認された旨の通知書を提示し、又はその写しを提出することとする。
- 6 入札方法
- (1) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。
- (2) 契約希望金額は、仕様書に記載する導入業務に掛かる費用と5年間（60か月）の運用業務に掛かる費用の積算により見積もること。
- (3) 契約希望金額を見積もる際、数量が確定せず単価契約となる項目については仕様書の別表1に記載する予定数量等に従い見積もること。

(4) 郵便による入札書の提出は認めない。

#### 7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる契約希望金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札に参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムにあつては、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができるものとする。

#### 8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結する場合、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムにあつては、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができるものとする。

#### 9 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県より一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあつては、構成員のいずれかがこれらに該当するときは、そのコンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

#### 10 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県会計局会計課の職員が立ち会うものとする。

#### 11 落札者の決定方法

(1) 入札参加者は、価格をもって入札し、入札価格が和歌山県財務規則第102条の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な申込みをした者を落札者とする。

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県会計局会計課の職員にくじを引かせるものとする。

(3) 落札決定後から契約を締結するまでの間に、落札者（その構成員を含む。以下同じ。）が、2に定める資格の要件を満たさなくなったときは、契約を締結しないものとする。この場合において、和歌山県は落札者に対し、何ら責任を負わないものとする。

#### 12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

(1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県会計局会計課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3281

ファクシミリ番号 073-423-3502

電子メールアドレス e1201001@pref.wakayama.lg.jp

(2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達業務についての調達手続の停止等があり得る。

15 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required :

Construction and operation of cash register with cashless settlement function

(2) Date and time for tender :

11:00 a.m. 11 October 2023

(3) Contact point for the notice :

Accounting Division, Accounting Bureau, Wakayama Prefectural Government,

1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan

TEL 073-441-3281

FAX 073-423-3502

e-mail e1201001@pref.wakayama.lg.jp

正 誤

正 誤

令和5年6月30日付け和歌山県報号外(4)和歌山県公安委員会規則第9号中

ページ	誤	正
8	目次及び第7章の改正規定	目次、第7章、第33条及び別記様式の改正規定